

伊佐市第8回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成25年11月20日(水) 午前8時55分から10時20分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (20人)

会 長	21番			
会長職務代理者	20番			
委 員	1番	2番	3番	4番
	5番	6番	7番	8番
	9番	10番	12番	13番
	14番	15番	16番	17番
	18番	19番		

4. 欠席委員 (1人)

欠席者 11番

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 (12番委員) (13番委員)

第2 議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定
について

議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可及び諮問決定について

議案第4号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並び
に許可及び諮問決定について

議案第5号 「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地振興係長 農地振興係書記

開始時間 午前8時 55分

事務局長 おはようございます。只今より、平成25年度第8回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 皆さんおはようございます。
19番委員が園遊会に参加されたそうで皆さんに紹介いたします。
参加された感想をお願いします。

19番委員 秋の園遊会にお招きをいただきました。
(お招きいただいた経過、参加した感想を報告)

議長 ありがとうございます。
本日は、11番委員から欠席届が出されております。
本日の出席人員は20人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
12番委員と13番委員に、お願いをいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について報告を求めます。
農地法第18条第6項の規定による通知につきまして報告をお願いします。

事務局 報告をいたします。農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。
資料の1～2ページになります。農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が6件、農地法第3条の解約が1件ありましたのでご報告いたします。

議長 報告が終わりました。
委員の皆さん質問はありませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

議案第1号

議長 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について議題といたします。
事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち所有権移転分についてご説明いたします。3ページをお開きください。
整理番号1につきましては、鹿児島県地域振興公社が行う農地保有合理化事業による所有権移転です。
譲受け人は、伊佐市菱刈荒田に居住のMH氏37歳、自治会は荒田下です。
経営面積は、3,397㎡です。
土地の所在地は、菱刈荒田字東水流の1筆で田、面積は2,335㎡です。
整理番号2につきましては、あっせんによる所有権移転です。
譲渡人は伊佐市大口原田に居住のHEさんです。
譲り受け人は、伊佐市大口原田のTY氏で、経営面積は85,292㎡です。
土地の所在地は、大口原田字平田ほか1筆で、地目は田、面積の合計は2,027㎡です。
あっせん委員としまして3番委員、8番委員にお願いいたしました。
続きまして利用権設定につきまして説明いたします。
12-1ページの総括表をお開きください。
期間は2年11か月から9年11か月で、面積の合計は、田63,998㎡、畑・17,250㎡の計81,248㎡です。
利用権の設定をする者の数32人、設定を受ける者の数21人です。
土地の明細につきましては、4ページから12ページの整理番号1番から33番のとおりです。
皆様のご審議方よろしくお願いいたします。

議長 只今事務局の報告が終わりました。
委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。
（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということですので、お諮りいたします。
議案第1号の事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手

を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。

よって議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見については、決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。

議長

整理番号1番について、担当委員の調査報告を求めます。
9番委員。

9番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番について、去る11月16日 現地調査を行いましたので9番が報告いたします。

申請人、TKさんは、伊佐市大口山野に居住され自治会は石井で、年齢は64歳です。

渡し人のKMさんは、伊佐市大口山野に居住され自治会は石井で、年齢は47歳です。

申請地は、大口山野字高野、地目は畑、面積は998㎡で、贈与であります。

受け人の経営面積は、議案書では3,889㎡となっておりますが、先程、議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画の整理番号21番で、審議決定されました母親のTMさんとの間で2,820㎡の利用権が決定されており、合計6,709㎡となりますので、取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、通作距離は、自宅入り口で、良く管理されておりました。経営意欲もあり、農機具等完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終ります。

議長

9番委員の調査報告が終わりました。

		委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 整理番号1番について、9番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号1番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。 20委員。
20番委員		議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号2番について、去る15日に現地調査を行いましたので、20番が報告いたします。 申請人DSさんは、伊佐市大口大田に居住され、自治会は郡山で、年齢は82歳であります。 渡人は、茨城県笠間市住吉に居住されている、KMさんであります。 申請地は、大口大田字鶴ノ前で、地目は田で、面積は1,296㎡で、この土地は、KMさんに跡取りがない為Dさんに所有権居贈与で、貰ってくださいとの事であります。 受け人の経営面積は、15,492㎡で、取得可能面積であります。 生産牛2頭を飼育されている専業農家で農業従事者は2名であります。 通作距離も自宅より西へ1キロ位の所で、現況は良く管理された水田であります。 経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしく願ひします。
議	長	20番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
20番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号2番は、許可が決定しました。

議長 整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。
17番委員。

17番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号3番について、去る11月15日に現地調査を行ないましたので17番が報告をいたします。

申請人、KKさんは、伊佐市菱刈重留に居住で、自治会は重留西で、年齢は60歳です。

譲渡人の、KTさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、自治会は重留西で、年齢は82歳です。

申請地は、伊佐市菱刈重留字井之上で、地目は田で、面積は1,038㎡他3筆で、4筆合計5,181㎡であります。

受人の経営面積は5,181㎡でありますので、取得可能面積であります。

農業従事者は2名です。

通作距離も自宅より1キロ位の所で、現況は良く管理された水田であります。

経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

以上で報告を終りますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。

議長 17番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。

整理番号3番について、17番委員の調査報告のとおり、許可すること
に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、許可が決定しました。

議長 整理番号4番について、担当委員の調査報告を求めます。
9番委員。

9番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち
整理番号4番について、去る11月16日 現地調査を行いましたので
9番が報告いたします。

申請人、MKさんは、伊佐市大口山野に居住され自治会は荒平で、年
齢は64歳です。

渡し人、OHさんは、茨城県稲敷郡阿見町大字大室に居住され、年齢
は61歳です。

申請地は、大口山野字庵水流、面積は349㎡と、大口山野字庵水流、
面積は269㎡の2筆で、地目は田、合計618㎡です。

相手方の要望にて、売買となっております。

受け人の経営面積は、5,681㎡で、取得可能面積であります。

通作距離は、国道268号線より小川内自治会方面に入る角で、自宅
より1分位の所にあり、良く管理された水田であります。

経営意欲もあり、農機具等完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当し
ないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終りま
す。

議長 9番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号4番について、9番委員の調査報告のとおり、許可すること
に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、許可が決定しました。
- 議 長 整理番号5番について、担当委員の調査報告を求めます。
12番委員。
- 12番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号5番について、去る11月14日に現地調査を行いましたので12番が報告いたします。
申請人、YMさんは、伊佐市菱刈前目1に居住され自治会は本町で、年齢は26歳です。
渡し人、YKさんは、伊佐市菱刈前目に居住され自治会は本町で、年齢は56歳で、親子関係であります。
申請地は、伊佐市菱刈前目字本町で、地目は田、地籍は3筆、合計4,406㎡で、贈与であります。
受け人の経営面積は、11,814㎡で取得可能面積であります。
農業従事者は3名で、通作距離は自宅より約700mで、現況はネギを作付され良く管理された農地で、経営意欲はあり、農機具等は完備されております。
以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。
添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。
以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 12番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございませすので、お諮りしませす。
整理番号5番について、12番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めませす。
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
よって整理番号5番は、許可が決定しませす。

議 長	整理番号6番について、担当委員の調査報告を求めます。 18番委員。
18番委員	この案件は、現地調査に行きましたところ、登記状は田となっておりますが、現況は山林化していましたので、山林化しているのを3条ではなじまないのではないかと判断しましたので、本人に話をしまして、非農地証明願い等で、対処された方が良いのではないかと申し上げて来ましたが、今日まで、非農地証明願いの申請が出ていないようですので、保留と言う事でして頂きたいと思います。
議 長	18番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りします。 18番委員の調査報告のとおり、保留とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。 よって整理番号6番は、保留とすることが決定しました。
議 長	整理番号7番について、担当委員の調査報告を求めます。 20番委員。
20番委員	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号7番について、去る15日に現地調査を行いましたので、20番が報告いたします。 申請人YTさんは、伊佐市大口大田に居住され、自治会は高柳で、年齢は63歳であります。 渡人は、埼玉県東松山市松風台に居住されている、KTさんであります。 申請地は、伊佐市大口大田字高柳で、地目は田で、面積は1,212㎡で、所有権移転売買で取得するものであります。 受け人の経営面積は、6,808㎡で取得可能面積であります。 農業従事者は2名であります。 通作距離も自宅の隣接地で、現況は良く管理された水田であります。 経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

以上で報告を終りますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまます。

議 長

20番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということございませますので、お諮りしませます。

整理番号7番について、20番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めませます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号7番は、許可が決定しませました。

議 長

整理番号8番について、担当委員の調査報告を求めませます。

16番委員。

16番委員

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請係る決定のうち整理番号8番について、去る12日に、祖父立会のもと現地調査を行いましたので16番が報告いたしませます。

申請人TKさんは、伊佐市大口下殿に居住され、自治会は湯ノ谷で、年齢は26歳であります。

渡人は、KKさんで、兵庫県尼崎市南武庫之荘一丁目に居住されております。

申請地は、伊佐市大口下殿字須和野で、地目は畑、地積は1,075㎡であります。

譲渡理由は、親戚からの所有権移転贈与であります。

受け人の経営面積は7,270㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅より500m位の所で、現況は良く管理された畑です。

経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

		ご審議方よろしくお願ひいたします。
議	長	16番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 16番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号8番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号9番について、担当委員の調査報告を求めます。 12番委員。
12番委員		議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号9番について、去る11月16日に現地調査を行いましたので12番が報告いたします。 申請人、YSさんは、伊佐市菱刈前目に居住され自治会は山田で、年齢は53歳です。 渡し人、MYさんは、伊佐市菱刈前目に居住され自治会は大山口で、年齢は83歳です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字前田で、地目は田、地籍は1,681㎡で、売買であります。 受け人の経営面積は、13,741㎡で、取得可能面積であります。 農業従事者は4名で、通作距離は自宅より約1,000mで、現況は良く管理された農地です。 経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 以上で報告を終わりますが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひいたします。
議	長	12番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
整理番号9番について、12番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号9番は、許可が決定しました。

議長 整理番号10番について、担当委員の調査報告を求めます。
16番委員。

16番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号10番について、去る12日に、受人立会のもと現地調査を行いましたので16番が報告いたします。

申請人NYさんは、伊佐市大口下殿に居住され、自治会は包ノ原であります。

渡人は、YMさんで、鹿児島市伊敷台一丁目に居住されております。

申請地は、伊佐市大口下殿字原ノ前、他1筆で、地目は田、地積は2筆で6,895㎡、所有権移転売買であります。

受け人の経営面積は26,146㎡で、取得可能面積であります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅より1km位の所で、現況は良く管理された田です。

経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 16番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
16番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号10番は、許可が決定しました。

議長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、申請件数10件について、1件の保留、9件の許可が決定しました。

議案第3号

議長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
3番委員。

3番委員 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番ついて去る11月15日に、申請人ATさん立会のもと、20番と3番で現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。

申請人ATさんは、伊佐市大口里に居住され、自治会は元町実業で、年齢は81歳であります。

申請地は、伊佐市大口里字桃木ケ丸で、地目は田、地籍は333㎡であります。

農地区分は第2種農地でその他の農地となっており、転用目的は駐車場で有ります。

申請地の所在地は、OT店入り口の道理を挟みすぐ北側で、東、西、北側は宅地、南側国道268号線で有ります。

転用目的は、駐車場となっておりますが、10年前の4条申請し、許可をもらい、MYの駐車場と使用していたが、法務局へ登録申請しないでいたため、今回また申請されたもので、始末書が添付されています。

ほとんど住宅地で、道路、排水等も良く整備されて周囲に影響を及ぼすような事は無いと思います。

添付書類として、全部事項証明書、始末書、字図等など添付されております。

調査員で協議し許可相当としましたが、委員の皆様方の審議方をよろしく願いまして、私の報告を終わります。

議長 3番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りします。
3番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。
15番委員。

15番委員 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番について去る15日に、1番委員、14番委員、私15番、申請人のお母さんのIMさん立会のもと現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈南浦にお住まいのIEさん、自治会は柳野、年齢は56歳でございます。

所在地は、伊佐市菱刈南浦字柳野、地目は畑、面積は2,658㎡あります。

転用目的は、植林をしたいという申請でございます。

申請地は、永池の変電所の下を通ります、こがね道路を北へ約500m行った右側で有ります。

現況は畑であります、転用目的は、杉を植えて植林をしたいとの申請でございます。

申請地の東は山林、西は雑種地、南は道路、北は山林でありまして、ここは、鳥獣被害の多く、大変な所でございまして、とくにサル、シカ、イノシシが出没し、サルが集団出てくる所で、お母さんが電気柵をして耕作していた畑です。

以上のようなことから3名で協議した結果、転用はやむをえないと思われれます。

添付書類として、全部事項証明書、字図など添付されております。

委員の皆様方の審議方をよろしく願いしまして、報告を終わります。

議長 15番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りします。
15番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
（全員挙手）

議長 全員挙手。
よって整理番号2番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 整理番号3番について、担当委員の調査報告を求めます。
1番委員。

1番委員 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号3番を、1番が報告いたします。

立会人は、F建設のYさんでした。

調査日は、去る11月15日です。

調査委員は、14番、15番、1番の3名でした。

申請者 TSさん伊佐市菱刈前目に、居住されています。

申請地は、菱刈南浦字口ノ野で、地目は畑、面積1,965㎡であります。

転用目的、太陽光発電施設、農地区分は第2種農地その他の農地となっており、現況は柿や野菜等を植えられていました。

申請地は、横川方向に行きまして未来館の先の交差点を右折しまして3キロ位行った所です。

東は水田、西は畑、南側も水田、北側は住宅です。

添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、汚排水処理確約書、被害防除計画書、平面図、残高証明書等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いまして報告を終わります。

議長 1番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りします。
1番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請件数3件については、意見の決定並びに許可及び諮問3件が決定しました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について 整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
3番委員。

3番委員 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番につきまして、去る11月15日、申請人DNさん代理のT製材所のTY氏立会のもと、2番委員、6番委員、私3番委員の3人で共同調査を行いましたので、3番が報告いたします。

申請人、DNさんは、伊佐市大口鳥巢に居住され46歳、自治会は園田であります。

譲渡人、DTさんは、伊佐市大口鳥巢にお住まいの81歳であります。

申請地は、伊佐市大口鳥巢字堂ノ前で、地目は田、地積は1,100㎡であります。

本申請は親子による賃借権で、転用目的は太陽光発電施設であり、農地区分は、第2種農地でその他の農地となっております。

園田公民館から北側平出水方向へ約500mに位置していて、南、西、北側は山林、東側住宅であり、父Tさんの隣で周囲に与える影響は無いものと思われます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は204枚、パネル設置総面積は1,180㎡、パネル設置容量は50kw、年間発電量47,68

7kwを予定しています。

添付書類として、土地の全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、見積書、資金証明書、位置図、字図等が添付されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。

議 長 3番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
3番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。
5番委員。

5 番 委 員 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号2番について、去る11月15日に申請人の代理人TRさん立会いのもと、会長、16番委員、私5番委員の3人で共同調査いたしましたので、5番が報告いたします。

譲受け人は、始良市東餅田の、MK株式会社、代表取締役KE氏であります。

譲渡人は、伊佐市大口川岩瀬に居住されていますYYさんで、自治会は崎山東で、年齢は53歳であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口田代字神崎の2筆で、地目は田と畑であります。現況は田んぼで、地積は1,786㎡であります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設であり、農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

申請地の所在地は、YYさんの実家の隣接地で、田代自治会中央部に位置し、北側は住宅、南と東側は山、西側は市道であり、周囲の与える影響は無いと思われま。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は416枚、パネル設置総面積は1,786㎡、パネル設置容量は99.84kw、年間発電量57,742kwを予定しております。

添付書類として、全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、見積書、融資予定証明依頼書、収支計画書、位置図、配置図、字図、事業計画に関する誓約書、委任状等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議長 5番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
5番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。
16番委員。

16番委員 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号3番について、去る15日に申請人のMK株式会社、代表取締役KE氏、渡人TN氏と会長、5番委員、私16番委員で共同調査いたしましたので、16番が報告いたします。

譲受け人は、始良市東餅田のMK株式会社、代表取締役KE氏、建設業でございます。

譲渡人は、TN氏は、伊佐市大口宮人に居住され、自治会は大住で、年齢は79歳です。

申請地の所在地は、伊佐市大口宮人字大住で、地目は畑、地積は2筆合計2,823㎡であります。

本申請は賃借権で、転用目的は太陽光発電施設であります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

申請地の所在地は、曾木の滝公園入り口の四差路の北側に位置してお

り、南側は道路、北側は原野、西、東側は道路で、周囲に与える影響は無いと思われます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は700枚、パネル設置容量は115.5kwとなっております。

添付書類として、土地の全部事項証明書、会社の定款、会社の全部事項証明書、位置図、配置図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして報告を終わります。

議 長 この案件は先月総会で保留になった所で、先月の申請は1筆漏れていた所を、今回申請され調査報告したところであります。

議 長 16番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
16番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。
12番委員。

12番委員 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号4番について、去る11月15日に、12番委員、17番委員、事務局1名、立会人司法書士のOIさん出席のもと調査いたしましたので、12番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈前目に居住されている、IAさん、39歳で、自治会は築地上であります。

譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されている、IMさん、80歳で、自治会は築地上であります。

本申請の所有権移転は、贈与で、転用目的は、一般住宅を建設するものであります。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈川北字寺後で、面積が455㎡であります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

申請地の所在地は、湯ノ尾滝から西の方に300m、菱刈中学校から東北に300m、北側は住宅、南は市道に位置して周囲にあたる影響はないと思われま。

添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、資金証明書が提出されております。

調査の結果この申請について調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議 長

12番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
12番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号4番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号5番について、担当委員の報告を求めます。
15番委員。

15番委員

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号5番につきまして、去る11月15日、1番委員と14番委員と私15番委員、申請人のお父さんであります、IYさん立会のもとに、現地調査をいたしましたので報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈南浦にお住まいのIHさんで、自治会は柳野で地方公務員であり年齢は45歳であります。

譲渡人は、伊佐市菱刈南浦にお住まいのIYさんで、申請人のお父さ

んであり、自治会は柳野で年齢は73歳であります。

所在地は、伊佐市菱刈南浦字柳野、地目は畑、他3筆でございます。

転用目的は、杉を植えて植林をしたいという事であります。

農振地除外の申請がありましてその時に現地調査をした場所です。

申請地は、九電変電所より西側500mの道路沿いの所で、現況は畑です。

申請地の東側は山林、西側は農道、南側はこがね道路、北側は山林、となっており、ここは、鳥獣被害の多く、大変な所でございます、とくにサル、シカ、イノシシが出没し、サルが集団出てくる所があります。

以上のようなことから3名で協議した結果やむをえないと思われま

す。
添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、残高証明書が提出されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議 長

15番委員の調査報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

15番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号5番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号6番について、担当委員の報告を求めます。

5番委員。

5 番 委 員

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号6番について、去る11月15日に申請人の代理人TRさん立会いのもと、会長、16番委員、私5番委員の3人で共同調査いたしましたので、5番が報告いたします。

譲受け人は、鹿児島市東坂元2丁目に居住されていますSHさんであります。

譲渡人は、伊佐市大口下殿に居住されていますKYさんと、伊佐市大口田代に居住されていますOKさんで、2人の関係は兄弟であります。

自治会はKYさんが駅前で、年齢は52歳、OKさんは、田代で、年齢は55歳であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口田代字柳ヶ谷の他2筆の合計3筆で、地目は畑、地積は3,395㎡であります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設であり、農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

申請地の所在地は、福川自治会内にありますOKさんの実家から西へ150mに位置し、北と南側は山、東と西側は畑であり、周囲の与える影響は無いと思われます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は504枚、パネル設置総面積は3,395㎡、パネル設置容量は151.2kw、年間発電量158,241kwを予定しております。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、見積書、融資予定証明依頼書、残高証明書、収支計画書、位置図、配置図、字図、被害防除計画に関する誓約書、被害防除計画、委任状等が添付されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議長

5番委員の報告が終わりました。

委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。

5番委員の調査報告のとおり、意見並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。

よって整理番号6番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議長

整理番号7番について、担当委員の報告を求めます。

16番委員。

16番委員

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号7番について、去る15日に行

政書士TR立会いのもと、会長、5番委員、私16番委員の3人で共同調査いたしましたので、16番が報告いたします。

譲受け人、IY氏は、伊佐市大口大島居住されて、自治会は、麓町であります。

譲渡人は、KT氏は、伊佐市大口宮人に居住され自治会は、日ノ出であります。

申請地の所在地は、伊佐市大口宮人字太郎ヶ迫、地目は畑、地積はであります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設であり、農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

申請地の所在地は、ZF入口から東へ約500mに位置しており、南側は市道、北と西側は山林、東側は畑で、道路向かい側は太陽光施設を建設することで、9月の総会で申請許可された所の横であります。

周囲の与える影響は無いと思われます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は500枚、パネル設置総面積は7,022㎡の3分の2位の広さになっておりまして残りの土地にも後々設置するとの事でした。

年間発電量49, kwを2機となっております。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、残高証明書、字図、被害防除計画、被害防除計画に関する誓約書、位置図、配置図、見積書、委任状等が提出されております。

調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしく願いまして報告を終ります。

議 長

16番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
16番委員の調査報告のとおり、意見並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号7番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号8番について、担当委員の報告を求めます。

8番委員。

8 番 委 員

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号8番について、去る15日に申請人代理のF建設営業部長、Yさん立会いのもと、私8番と、18番委員で、現地調査を行いましたので報告いたします。

申請人で譲り受人は、鹿児島県伊佐市大口目丸の株式会社DOKさんです。

譲渡人は、宮崎県宮崎市原町にお住まいのNSさんです。

申請地は、伊佐市青木字西原で、地目は畑、地籍は744㎡であります。

本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設を建設されるものであります。

農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。

申請地の所在地は、社会福祉法人、KEの南約300mに位置しており、東側は市道、南側、西側、北側は、一般住宅であります、周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は204枚、パネル設置総面積は744㎡、パネル設置容量は約50kw、年間発電量約5万kwを予定しているとの事でした。

添付書類として、土地の全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、見積書、資金証明書、残高証明書、位置図、配置図、字図、平面図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書等が添付されております。

調査の結果この申請について2名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして私の報告を終わります。

議 長

8番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
8番委員の調査報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手。

		よって整理番号8番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
議 長		整理番号9番について、担当委員の報告を求めます。 3番委員。
3 番 委 員		議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号9番について、去る11月15日、申請人有限会社MK取締役KIさん立会のもと、6番委員、20番委員、私3番委員の3人で共同調査を行いましたので私3番委員が報告いたします。 譲受人は、鹿児島市甲突町、有限会社MKであります。 譲渡人は、伊佐市大口原田にお住まいのST外2名で、自治会は国ノ十であります。 申請地の所在地は、伊佐市大口原田字国ノ十、地目は畑、地積は5,027㎡であります。 本申請は所有権移転売買で、転用目的は太陽光発電施設であり、農地区分は、第2種農地でその他農地となっております。 申請地の所在地はルミエール忠元の南側で、国ノ十公民館のすぐ東側です。 東、西、南側住宅、北側山林であります、周囲に与える影響はないと思われまます。 太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数は672枚、パネル設置総面積は5,027㎡、パネル設置容量は198.88kw、年間発電量約216.456kw、4区画に設置を予定しているとの事でした。 添付書類として、土地の全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、見積書、資金証明書、位置図、配置図、字図、平面図、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書等が添付されております。 調査の結果この申請について3名の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。
議 長		3番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長		なしということですので、お諮りいたします。 3番委員の報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号9番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請9件のうち、許可及び諮問9件が決定しました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号 非農地証明願について、提案します。
整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。
19番委員。

19番委員 議案第5号 非農地証明願について整理番号1番について、去る11月15日、申請人の夫でありますORさんの立会のもと、4番委員・11番委員・私19番委員の3名で共同調査を行いましたので、私19番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口針持にお住まいのOSさんであります。

土地の所在位置は、大口針持字山畑、地目は畑、面積は366㎡であります。

周囲の状況は、周りは山林、原野、農道、竹林となっております。

非農地となった時期、原因は、平成4年9月より周りの畑の山林かが進み畑としての耕作を断念したためです。

申請地の位置は、市道針持山江線の西方自治会よりダム道路に通ずる道を500m位進んだ道路の北側100m位で、北が山林、東が山林、西が農道を挟んで竹林、南側が原野であります。

全体が杉山となっております農地性は喪失していて、高齢と病弱なため農地への復旧は困難であると3名の調査委員とも判断をいたしました。

添付書類として、全部事項証明書等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議長 19番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>19番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手、</p> <p>よって整理番号1番は、19番委員の調査報告のとおり非農地証明が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>12番委員。</p>
12番委員		<p>議案第5号 非農地証明願について整理番号2番について、去る11月15日、1番委員・12番委員・14番委員、行政書士KSさん立会人のもと、3名で現地調査を行いましたので、12番が報告いたします。</p> <p>申請人HTさん外1名で、千葉県船橋市夏見台3丁目に居住されています。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈前目字氏迫で、地目は畑、面積は763㎡であります。</p> <p>非農地となった時期、原因は、昭和63年より耕作放棄し原野化し竹等が群生したためであります。</p> <p>周りの状況は、東、北、南側山林、西側が人家、菱刈庁舎より徳辺方面に300m、右側に10m入った所であります。</p> <p>全体が原野となっており農地性は喪失していて、農地への復旧は困難であると3名の調査委員とも判断をいたしました。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>12番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>12番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>

議	長	<p>全員挙手、 よって整理番号2番は調査報告のとおり非農地証明が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。 4番委員。</p>
4番委員		<p>議案第5号 非農地証明願について整理番号3番について、去る11月15日、申請人のFHさんの立会のもと、11番委員・19番委員・私4番委員の3名で共同調査を行いましたので、4番が報告いたします。</p> <p>申請人は、伊佐市大口宮人にお住まいのFHさんです。 土地の所在位置は、大口宮人字太郎迫、地目は畑、面積は4,985㎡であります。</p> <p>周囲の状況は、北側は山林、南側は農道を挟んで市道、東側は山林、西側が普通畑となっております。</p> <p>非農地となった時期、理由は、昭和42年ごろ桑園として造成しましたが、養蚕をしなくなった時期から耕作を断念し放任し現在になったという事です。</p> <p>申請地の位置は、市道崎山線の旧北薩病院より日之出集落に入る市道の800m位入った所であります。</p> <p>農地性は喪失していて、高齢なため農地への復旧は困難であると3名の調査委員とも判断をいたしました。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしく願いしまして私の報告を終わります。</p>
議	長	<p>4番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。 4番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手、 よって整理番号3番は、4番委員の調査報告のとおり非農地証明が</p>

決定しました。

議 長

整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。
19番委員。

19番委員

議案第5号 非農地証明願について整理番号4番について、去る11月15日、申請人の親戚で羽月田代自治会のTTさん立会のもと、4番委員・11番委員・私19番委員の3名で共同調査を行いましたので、報告いたします。

申請人は、大阪府枚方市宮之下町にお住まいのTTさんであります。

土地の所在位置は、伊佐市大口下殿字萩谷、地目は田、面積は715㎡であります。

周囲の状況は、周りは全て竹山となっております。

非農地となった時期、原因は、昭和40年4月より周囲を山に囲まれ水利もなく耕作を放棄したためです。

申請地の位置は、羽月麓より白木に通ずる位置からZFに通ずる道を500m位進んだ道路の右下でした。

東西南北ともすべて竹山になっておりました。

当申請の土地をはじめ周りが全て竹林となっており、農地性は喪失していて、また、耕作者もいなく農地への復旧は困難であると3名の調査委員とも判断をいたしました。

添付書類として、全部事項証明書等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終わります。

議 長

19番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りします。
19番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員挙手、
よって整理番号4番は、19番委員の調査報告のとおり非農地証明が決定しました。

議 長	議案第5号 非農地証明願は、4件申請のうち証明許可4件が決定しました。
議 長	月例報告をお願いします。
事 務 局	21ページをお願いします。 月例報告です。 11月分の月例報告です。 15日を中心に現地調査をやって頂きました。 本日20日が、第8回目の農業委員会の総会でございます。 明日が始良・伊佐地区の農業委員研修会が霧島市でございます。 26日が、11月の県の定例常任議員会議が鹿児島市でございます。 12月の行事予定ですが、13日を中心に現地調査をお願いします。 17日が、第9回目の農業委員会の総会になります。 20日が、12月の定例常任議員会議になります。 通常より早くとなっておりますので、ご注意をお願いいたします。 総会が始まる前に来年度の農業委員会手帳をお配りしております。 以上です。
議 長	その他について
12番委員	はい
議 長	12番委員
12番委員	今度の5条の調査で、行政書士から言われたのですが、土地改良区の意見書、確約書を出してくれと言われたのだが、その根拠は何かと尋ねられたのですが、勉強不足で困ったのですが、後日この総会で聞いて返事をしますと答えてきました。
議 長	事務局
事 務 局	今12番委員が言われた事ですが、また来月の勉強会で説明を申し上げますが、4条・5条に関しましては、必ず付けなければいけない添付書類と言うのが有りまして、その中に土地改良区の意見書が有ります。 農地法の施行規則の中に4条に関しては22条第6項、5条に関しては48条第2項第3号で謳って有りまして、申請に係る農地が土地改良

区の地内にある場合には、当該土地改良区の意見書、意見を求めてから30日を経過してもその意見を出ない場合はその理由を記載した書面を添付する事になっております。これは4条です。5条は先ほど言いましたが、農地法の48条第2項第3号で謳って有ります。

これにつきましては、法定添付書類となっていて、転用許可の申請書提出された時にこれが添付されてないと基本的には許可が出来ないとまでは言いませんけど、土地改良区の意見を求めて、農業委員会総会で判断する事になっていきますので、これに関しましては、22条第6項に基づいて、添付しなくてはならないということになっています。

議長 他に何か無いですか。

議長 先日農政推進協議会、地区農業委員会連絡協議会の合同研修会に私と、事務局長と1委員3人で入ってきました。

遊休農地の解消している所でした、そこはですね45ha位遊休農地を解消して25ha位を法人が借り受けて経営している、その内3ha位が食用米で、後はWCS米を作付して、畜産農家と契約をして刈ってもらい、畜産農家は500頭位飼育している農家と契約して10a当たり8万円の転作をもらっている所でした。

議長 その他、皆様はありませんか
(「なし」という声、多数あり。)

事務局長 これで、平成25年度第8回農業委員会総会を終わります。
姿勢を正してください。 一同礼。

終了時間 午前10時20分